

印西市学校適正規模・適正配置基本方針
(改訂版)

令和 3 年 6 月
印西市教育委員会

◎はじめに

印西市教育委員会では、平成28年10月に「印西市学校適正規模・適正配置基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定し、小規模校の対応として、平成29年4月に永治小学校を木刈小学校に統合、平成31年4月に本埜第一小学校と本埜第二小学校を統合し本埜小学校を開校、宗像小学校をいには野小学校に統合し、また、大規模校の対応として、小倉台小学校、原小学校及び木刈中学校について、学校施設を増改築し、必要な教室数を確保するなど、学校適正配置を推進してまいりました。

その結果、基本方針策定時の平成28年度は、小規模校（過小）が4校、小規模校が6校、大規模校が1校でしたが、令和2年度では、小規模校（過小）が2校、小規模校が4校、大規模校が2校となっております。

現在、基本方針の策定から4年が経過しておりますが、印西市では、学校の小規模化と大規模化が同時に進行している状況が続いており、学校の小規模化・大規模化によって生じる教育指導面・学校運営面での諸課題を解消し、子どもたちの未来に向けより良い教育環境を創造していくことが重要となっております。

このような中、学校適正配置に係る統合の状況等により、基本方針における学校適正配置シミュレーションの見直しが必要となったため、令和元年5月に公立小・中学校の適正な配置について調査及び審議する「印西市学校適正配置審議会」に「印西市学校適正規模・適正配置基本方針の見直しについて」の諮問を行いました。

審議会では、本埜中学校の学校適正配置シミュレーションの見直し、基本方針における小規模校（過小以外）の検討、基本方針策定後の学校規模及び配置の適正化の進捗や市内小学校及び中学校の状況の変化等を踏まえた学校適正配置シミュレーションの検討等を行い、慎重に審議を重ね、その結果を令和3年4月に答申いただきました。

印西市教育委員会では、審議会からの答申を十分に尊重し、学校適正規模の考え方や学校適正配置のあり方については、基本方針を踏襲することとした上で、「印西市学校適正規模・適正配置基本方針（改訂版）」を策定するものです。

印西市教育委員会

目 次

I 基本方針の改訂にあたって

- 1 基本方針改訂の趣旨及び経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

II 学校の概要

- 1 沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 小・中学校の通学区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 小・中学校の児童生徒数及び学級数の現状・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 今後の小・中学校の児童生徒数の推移及び学級数・・・・・・・・・・・・ 5
- 5 最小規模校と最大規模校の児童生徒数の推移・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 6 住宅開発による影響・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

III 学校適正規模の考え方

- 1 学校規模による学校教育への影響・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (1) 小規模化することによる課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - ① 教育指導面・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - ② 学校運営面・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (2) 大規模化することによる課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - ① 教育指導面・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - ② 学校運営面・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 学校適正規模の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (1) 学校適正規模の視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - ① 教育指導上の視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - ② 学校運営上の視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (2) 学校適正規模の区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - ① 小学校・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - ② 中学校・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (3) 学校規模の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - ① 小学校・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - ② 中学校・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

IV 学校適正配置のあり方

- 1 学校適正配置の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - (1) 市がめざす学校教育の観点から・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - (2) 学校適正規模の観点から・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - ① 教育指導面・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - ② 学校運営面・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 2 学校適正配置の視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

3	学校適正配置の取り組み方	13
(1)	学校適正配置の優先度	13
(2)	学校適正配置の検討対象校	13
(3)	学校適正配置の実施方策	14
①	小規模校の対応	14
②	大規模校の対応	14
4	検討対象校の学校適正配置シミュレーション	15
(1)	船穂小学校	15
(2)	本埜中学校	16
(3)	小倉台小学校	17
(4)	原小学校	18
(5)	西の原小学校	19
(6)	牧の原小学校	20
(7)	木刈中学校	21
(8)	西の原中学校	22
5	学校適正配置を進めるにあたっての留意事項	23
(1)	児童生徒への配慮	23
(2)	通学への配慮	23
(3)	地域への配慮	23
(4)	統合後の学校施設等	23

<資料編>

- 参考資料1 印西市学校適正配置審議会設置条例
- 参考資料2 印西市学校適正配置審議会委員名簿
- 参考資料3 印西市学校適正配置審議会の審議経過

I

基本方針の改訂にあたって

1 基本方針改訂の趣旨及び経緯

① 「印西市学校適正規模・適正配置基本方針」平成28年10月策定

印西市では、少子化の進展等により児童生徒数が減少している地域と、宅地開発等により児童生徒数が増加している地域が混在しており、学校の小規模化と大規模化が同時に進行していることから、学校の小規模化・大規模化によって生じる教育指導面・学校運営面での諸課題を解消し、より良い教育環境の整備と教育の質の向上を図るため、印西市立小学校及び中学校の適正配置について、諮問を行った「印西市学校適正配置審議会」からの答申を十分に尊重し、学校適正規模及び適正配置の基本的な考え方や実施方策などを「印西市学校適正規模・適正配置基本方針」（以下「基本方針」という。）に定めました。

② 「印西市学校適正規模・適正配置基本方針（改訂版）」令和3年6月改訂

基本方針策定後、学校規模及び配置の適正化の進捗や市内小学校及び中学校の状況の変化等を踏まえ、基本方針の改訂版を策定することとしました。

見直しを行う上で、各学校の児童生徒数及び学級数の現状と推移等を最新データに修正し、また、新たに学校適正配置の検討対象校に該当する学校の学校適正配置シミュレーションの検討等を行いました。

なお、学校適正規模の考え方や学校適正配置のあり方については、基本方針を踏襲することとします。

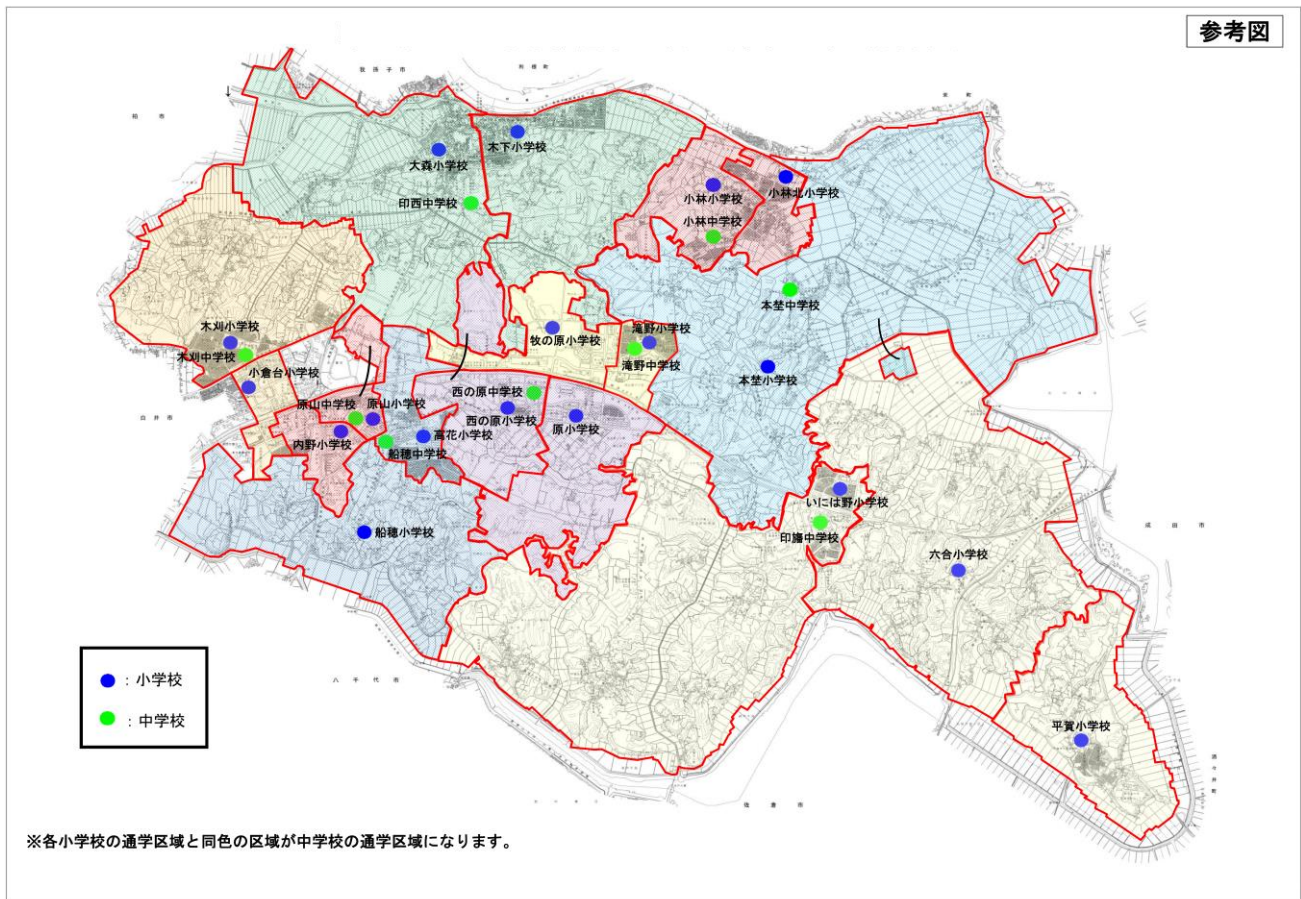
Ⅱ

学校の概要

1 沿革

基本方針策定時の平成28年度には、市内の小学校は21校、中学校は9校の計30校でしたが、その後、基本方針に基づく学校の適正な規模及び配置が進捗し、平成29年に永治小学校が木刈小学校に統合、平成31年に宗像小学校がいは野小学校に統合、本埜第一小学校と本埜第二小学校を統合し本埜小学校が開校したことから、令和3年度の学校数は、小学校18校、中学校9校の計27校となっています。

【小・中学校の位置図（通学区域図）（令和3年4月1日現在）】



2 小・中学校の通学区域

小学校区は大字を基本に複数の地域で構成しており、中学校区は小学校区を単位に1つから3つの小学校区で構成しています。

【小・中学校の通学区域（令和3年4月1日現在）】

中学校	小学校	通学区域
印西中学校	木下小学校	印西市竹袋、別所、宗甫、木下東一丁目、木下東二丁目、木下東三丁目、木下東四丁目、木下南一丁目及び木下南二丁目の全部の区域並びに木下及び平岡の各一部の区域
	大森小学校	印西市大森、鹿黒、亀成、浅間前、相嶋、鹿黒南一丁目、鹿黒南二丁目、鹿黒南三丁目、鹿黒南四丁目及び鹿黒南五丁目の全部の区域並びに発作、木下及び和泉の各一部の区域
船穂中学校	船穂小学校	印西市武西、戸神、船尾、松崎、松崎台一丁目、松崎台二丁目、結縁寺及び多々羅田の全部の区域並びに草深の一部の区域
	高花小学校	印西市高花一丁目、高花二丁目、高花三丁目、高花四丁目、高花五丁目及び高花六丁目の全部の区域並びに草深の一部の区域
木刈中学校	木刈小学校	印西市木刈一丁目、木刈二丁目、木刈三丁目、木刈四丁目、木刈五丁目、木刈六丁目、木刈七丁目、牧の木戸一丁目、大塚三丁目、浦部、白幡、浦幡新田、小倉、浦部村新田及び高西新田の全部の区域並びに和泉及び発作の各一部の区域
	小倉台小学校	印西市小倉台一丁目、小倉台二丁目、小倉台三丁目、小倉台四丁目、武西学園台一丁目、武西学園台三丁目、戸神台二丁目、中央南二丁目（2番地を除く）、中央北一丁目、中央北二丁目及び中央北三丁目の全部の区域
小林中学校	小林小学校	印西市小林浅間一丁目、小林浅間二丁目、小林大門下一丁目、小林大門下二丁目及び小林大門下三丁目の全部の区域並びに小林及び平岡の各一部の区域
	小林北小学校	印西市小林北一丁目、小林北二丁目、小林北三丁目、小林北四丁目、小林北五丁目、小林北六丁目及び小林浅間三丁目の全部の区域並びに小林の一部の区域
原山中学校	内野小学校	印西市内野一丁目、内野二丁目、内野三丁目、戸神台一丁目及び中央南一丁目の全部の区域並びに中央南二丁目2番地の区域
	原山小学校	印西市原山一丁目、原山二丁目、原山三丁目及び泉の全部の区域並びに草深の一部の区域
西の原中学校	西の原小学校	印西市西の原一丁目、西の原二丁目、西の原三丁目及び西の原四丁目の全部の区域並びに草深の一部の区域
	原小学校	印西市原一丁目、原二丁目、原三丁目、原四丁目、東の原一丁目、東の原二丁目及び東の原三丁目の全部の区域並びに草深の一部の区域
印旛中学校	六合小学校	印西市瀬戸、山田、吉高、萩原及び松虫の全部の区域
	平賀小学校	印西市平賀、平賀学園台一丁目、平賀学園台二丁目及び平賀学園台三丁目の全部の区域
	いには野小学校	印西市美瀬一丁目、美瀬二丁目、舞姫一丁目、舞姫二丁目、舞姫三丁目、若萩一丁目、若萩二丁目、若萩三丁目、若萩四丁目、岩戸、師戸、鎌苅、大廻、造谷、吉田、つくりや台一丁目及びつくりや台二丁目の全部の区域並びに惣深新田飛地の一部の区域
本埜中学校	本埜小学校	印西市中根、荒野、角田、滝、物木、笠神、行徳、川向、下曾根、中、萩埜、桜野、押付、佐野屋、和泉屋、甚兵衛、松木、立埜原、中田切、下井、長門屋、酒直ト杭、安食ト杭、将監、本埜小林、みどり台一丁目、みどり台二丁目及びみどり台三丁目の全部の区域並びに竜腹寺及び惣深新田飛地の各一部の区域
滝野中学校	滝野小学校	印西市滝野一丁目、滝野二丁目、滝野三丁目、滝野四丁目、滝野五丁目、滝野六丁目、滝野七丁目及び牧の原六丁目の全部の区域並びに草深及び竜腹寺の各一部の区域
	牧の原小学校	印西市牧の原一丁目、牧の原二丁目、牧の原三丁目、牧の原四丁目、牧の原五丁目、牧の台一丁目、牧の台二丁目及び牧の台三丁目の全部の区域並びに草深の一部の区域

3 小・中学校の児童生徒数及び学級数の現状

(令和2年5月1日現在)

【小学校】

	1年生		2年生		3年生		4年生		5年生		6年生		児童数合計			実学級数		
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	通常	特別支援	合計	通常	特別支援	合計
木下小	38	2	37	2	47	2	46	2	50	2	48	2	266	14	280	12	2	14
小林小	40	2	36	2	32	1	28	1	32	1	27	1	195	15	210	8	3	11
大森小	23	1	35	2	29	1	28	1	27	1	34	1	176	10	186	7	2	9
船穂小	1	複式学級	3	複式学級	6	複式学級	6	複式学級	4	1	12	1	32	3	35	4	2	6
木刈小	78	3	83	3	103	3	94	3	106	3	108	3	572	12	584	18	2	20
内野小	111	4	84	3	63	2	70	2	57	2	43	2	428	27	455	15	5	20
原山小	40	2	41	2	37	2	36	1	37	1	45	2	236	7	243	10	2	12
小林北小	27	1	26	1	25	1	33	1	25	1	27	1	163	4	167	6	2	8
小倉台小	180	6	192	6	198	6	208	6	186	5	180	5	1,144	32	1,176	34	5	39
高花小	45	2	43	2	46	2	50	2	63	2	47	2	294	8	302	12	2	14
西の原小	102	3	95	3	82	3	105	3	73	2	83	3	540	24	564	17	4	21
原小	164	5	173	5	159	5	167	5	158	5	153	5	974	13	987	30	3	33
六合小	8	1	12	1	12	1	11	1	14	1	13	1	70	5	75	6	2	8
平賀小	10	1	16	1	17	1	14	1	21	1	17	1	95	5	100	6	2	8
いには野小	61	2	71	3	84	3	74	2	72	2	84	3	446	20	466	15	4	19
滝野小	71	3	63	3	69	2	60	2	74	2	68	2	405	12	417	13	3	16
坂の原小	140	4	90	3	78	3	74	2	60	2	49	2	491	12	503	16	2	18
本笠小	12	1	15	1	13	1	14	1	15	1	13	1	82	9	91	6	2	8
合計	1,151	435	1,115	425	1,100	395	1,118	365	1,074	35	1,051	38	6,609	232	6,841	235	49	284

(令和2年5月1日現在)

【中学校】

	1年生		2年生		3年生		生徒数合計			実学級数		
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	通常	特別支援	合計	通常	特別支援	合計
印西中	91	3	91	3	102	3	284	9	293	9	2	11
船穂中	63	2	64	2	48	2	175	6	181	6	6	8
木刈中	254	7	222	6	181	5	657	10	667	18	2	20
小林中	56	2	43	2	49	2	148	6	154	6	2	8
原山中	103	3	89	3	85	3	277	12	289	9	2	11
西の原中	194	6	147	4	177	5	518	9	527	15	2	17
印幡中	106	3	119	4	126	4	351	16	367	11	3	14
本笠中	8	1	12	1	17	1	37	2	39	3	2	5
滝野中	95	3	95	3	65	2	255	7	262	8	2	10
合計	970	30	882	28	850	27	2,702	77	2,779	85	19	104

4 今後の小・中学校の児童生徒数及び学級数の推移

(令和2年5月1日現在)

【小学校】	令和2年度(現状)		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
		複式学級数		複式学級数		複式学級数		複式学級数		複式学級数		複式学級数		複式学級数
木下小	266	12	245	11	228	9	211	8	202	8	208	9	197	8
小林小	195	8	217	9	225	9	240	10	247	11	245	11	231	10
大森小	176	7	168	6	166	6	168	6	170	6	156	6	160	6
船穂小	32	4	29	5	32	5	35	5	35	5	41	5	46	5
木刈小	572	18	576	18	548	18	519	17	475	16	462	16	463	16
内野小	428	15	537	17	620	20	680	22	740	23	750	23	738	22
原山小	236	10	229	11	226	11	216	10	201	9	196	8	193	7
小林北小	163	6	164	6	156	6	136	6	132	6	118	6	100	6
小倉台小	1,144	34	1,288	38	1,292	38	1,249	37	1,205	36	1,144	35	1,077	34
高花小	294	12	291	12	257	11	253	11	256	11	245	10	250	10
西の原小	540	17	613	20	660	21	704	23	758	24	773	25	747	24
原小	974	30	1,038	32	1,080	33	1,150	35	1,230	37	1,319	40	1,355	41
八合小	70	6	74	6	78	6	78	6	80	6	79	6	76	6
平穂小	95	6	90	6	87	6	85	6	82	6	72	6	72	6
いには野小	446	15	423	14	409	13	380	13	356	12	326	12	308	12
滝野小	405	13	447	16	486	15	540	19	573	20	610	21	647	22
牧の原小	491	16	667	22	830	26	995	31	1,149	36	1,222	38	1,200	37
本笠小	82	6	82	6	86	6	89	6	91	6	91	6	92	6
合 計	6609	235	7,178	255	7,466	259	7,728	271	7,982	278	8,057	283	7,952	278

(令和2年5月1日現在)

【中学校】	令和2年度(現状)		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
		複式学級数		複式学級数		複式学級数		複式学級数		複式学級数		複式学級数		複式学級数
印西中	284	9	264	9	250	9	233	9	227	8	222	7	209	6
船穂中	175	6	186	6	189	6	182	6	175	6	154	6	144	6
木刈中	657	18	833	24	893	25	929	27	954	27	955	27	909	26
小林中	148	6	153	6	167	6	172	6	175	6	180	6	186	6
原山中	277	9	321	9	319	10	317	10	336	10	360	11	394	13
西の原中	518	15	595	17	697	21	793	23	813	23	865	25	872	24
印藤中	351	11	339	11	327	10	320	9	319	10	311	9	291	9
本基中	37	3	33	3	36	3	42	3	42	3	42	3	40	3
滝野中	255	8	337	10	397	12	459	14	518	16	569	17	682	20
合 計	2,702	85	3,061	95	3,275	102	3,447	107	3,559	109	3,658	111	3,727	113

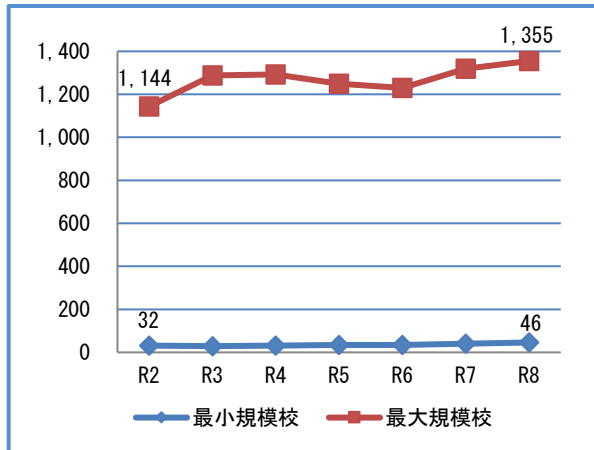
【注意事項】

- (1) 児童生徒数及び学級数は、通常学級で整理している。
- (2) 学級数は、令和2年度千葉県立小中学校学級編制基準による学級編制の弾力的な運用に基づき算出している。
 なお、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正に伴い、令和5年度は小学4年生までを、令和6年度は小学5年生までを、令和7年度以降は小学校の全学年を35人学級として算出している。
- (3) 令和3年度以降は、住民基本台帳データ(令和2年4月1日現在)に基づき算出している。
 ただし、宅地開発が予測される木刈中学校区(木刈小・小倉台小)、原山中学校区(内野小・原山小)については、平成30年度に実施した児童生徒数等推計業務委託による推計値を記載し、滝野中学校区(滝野小・牧の原小)については、令和元年度に実施した児童生徒数等推計業務委託による推計値を記載し、西の原中学校区(西の原小・原小)については、令和2年度に実施した児童生徒数等推計業務委託による推計値を記載している。

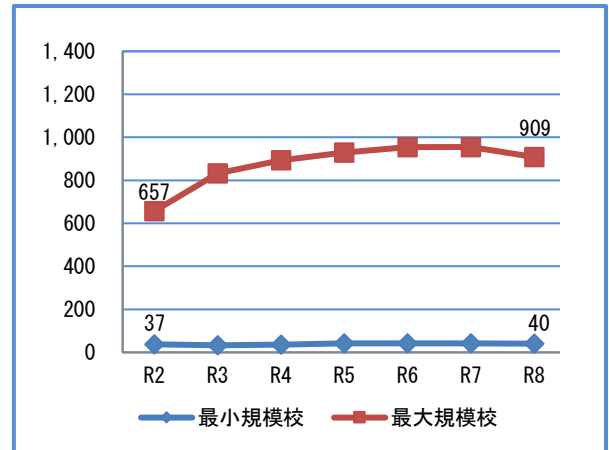
5 最小規模校と最大規模校の児童生徒数の推移

本市の児童生徒数による学校規模の差は、令和2年度で小学校が約35.7倍、中学校が約17.7倍となっており、令和8年度には小学校が約29.4倍、中学校が約22.7倍となり、その状況は続くことが予測されます。

【小学校】



【中学校】



6 住宅開発による影響

木下駅圏、小林駅圏及び印旛日本医大駅圏では、現在、児童生徒数に大きく影響を及ぼす開発は行われていないものの、千葉ニュータウン中央駅圏では、主に小倉台小学校区及び内野小学校区内で戸建住宅や集合住宅の開発が進められており、また、印西牧の原駅圏では、主に原小学校区及び牧の原小学校区内で戸建住宅を中心とした開発が進められていることから、これらの宅地開発に伴う児童生徒数の増加が見込まれます。

なお、千葉ニュータウンの区域内には、集合住宅の建設が可能な用地が残っていることから、今後の開発状況等を注視する必要があります。

Ⅲ

学校適正規模の考え方

1 学校規模による学校教育への影響

(1) 小規模化することによる課題

① 教育指導面

- 集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学び合う機会、切磋琢磨する機会が少なくなる。
- 学年1学級の場合、学級間の相互啓発の取り組みができない。
- 運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じる。
- グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取れない場合がある。
- 部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まる。
- 人間関係や相互の評価等が固定化する傾向にある。
- 集団内の男女比に極端な偏りが生じる可能性がある。
- 学校全体での組織的な体制が組みにくく、指導方法等に制約が生じる。

② 学校運営面

- 教職員数が少ないため、経験・教科・特性などの面でバランスのとれた配置ができない。
- 学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等について、相談・研究・協力・切磋琢磨する機会が少なくなる。
- 教職員一人に校務分掌が集中する。
- 教員の出張・研修等の調整が難しい。
- 中学校の各教科の免許を持つ教員を配置できない。

(2) 大規模化することによる課題

① 教育指導面

- 児童生徒一人一人に目が行き届きにくくなる。
- 学校行事や部活動において、児童生徒一人一人の個別の活躍の場が少なくなる。
- 学年内・異学年間の交流が不十分になる。

② 学校運営面

- 教職員相互の連絡調整がとりにくくなる。
- 施設設備の利用の面から、教育活動に一定の制約が生じる場合がある。

2 学校適正規模の考え方

学校規模による学校教育の影響などを総合的に勘案し、本市における学校適正規模の考え方を次のとおりとします。

(1) 学校適正規模の視点

① 教育指導上の視点

- クラス替えができ、人間関係が固定化・序列化しないようにすること。
- 自己形成や社会性を育てるために必要な集団生活ができること。
- 集団での学び合いや多様な考え方に触れる機会等、切磋琢磨し、学習意欲や競争心を高める環境を提供できること。
- 運動会や音楽会等の学校行事において、集団による多様な活動ができるようにすること。
- 生徒の興味関心に対応できる多様な部活動が用意できること。また、部活動を実施する上で必要な生徒数を確保できること。

② 学校運営上の視点

- 同一学年や同一教科において教員が複数配置されることにより、教員同士の情報交換や相談等が容易にできること。
- 中学校において、専任の教科担任を配置できること。
- 教員の負担増加により、教育水準が低下しないようにすること。
- 複数の教員により、多面的に子どもを見て指導できるようにすること。

(2) 学校適正規模の区分

上記の適正規模の視点を踏まえ、本市における学校適正規模の区分を次のとおりとします。

① 小学校

区分	通常学級数	状況	対応
小規模校	過小 5以下	複式学級や欠学年を有する。 クラス替えができない。	適正規模化を実施する。
	6	クラス替えができない。	適正規模化を検討する。
準適正規模校	7～11	クラス替えができない学年がある。	児童数の推移を注視する。
適正規模校	12～24	クラス替えができる。	
大規模校	25以上	施設利用面から教育活動に支障が生じる場合がある。	児童数の推移を注視し、 適正規模化を検討する。

② 中学校

区分	通常学級数	状況	対応
小規模校	過小 3以下	クラス替えができない。 専任の教科担任を配置できない教科がある。	適正規模化を実施する。
	4～5	クラス替えができない学年がある。 専任の教科担任を配置できない教科がある。	適正規模化を検討する。
準適正規模校	6～11	クラス替えは可能であるが、専任の教科担任を配置できない教科がある。	生徒数の推移を注視する。
適正規模校	12～24	クラス替えが可能で、専任の教科担任を配置できる。	
大規模校	25以上	施設利用面から教育活動に支障が生じる場合がある。	生徒数の推移を注視し、適正規模化を検討する。

(参考) 国の基準

◇学校教育法施行規則

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第79条 第41条から(中略)第68条までの規定は、中学校に準用する。(後略)

◇義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

第4条 法第3条第1項第4号の適正な規模の条件は、次に掲げるものとする。

(1) 学級数が、小学校及び中学校にあってはおおむね12学級から18学級まで、義務教育学校にあってはおおむね18学級から27学級までであること。

(2) (略)

2 5学級以下の学級数の小学校若しくは中学校又は8学級以下の学級数の義務教育学校と前項第1号に規定する学級数の学校とを統合する場合には、同号中「18学級まで」とあるのは「24学級まで」と、「27学級」とあるのは「36学級」とする。

(3) 学校規模の状況

本市の小学校全18校、中学校全9校を前述の「学校適正規模の考え方」による学校規模別に分類すると、下表のとおりとなり、通常学級数は、令和2年度から令和8年度までの間に、小学校が43学級、中学校が28学級増加する見込みです。

また、学校規模について、小学校では、令和2年度には、小規模校5校（うち過小1校）、準適正規模校3校、適正規模校8校、大規模校2校の状況ですが、令和8年度には、小規模校6校（うち過小1校）、準適正規模校4校、適正規模校5校、大規模校3校となり、小規模校が1校、準適正規模校が1校、大規模校が1校増加し、代わって適正規模校が3校減少する見込みです。

一方、中学校では、令和2年度には、小規模校1校（うち過小1校）、準適正規模校6校、適正規模校2校、大規模校0校ですが、令和8年度には、小規模校1校（うち過小1校）、準適正規模校4校、適正規模校3校、大規模校1校となり、適正規模校と大規模校がともに1校ずつ増加し、代わって準適正規模校が2校減少する見込みです。

① 小学校

年度	区分	小規模校		準適正規模校	適正規模校	大規模校
		過小				
		通常学級数	5学級以下			
令和2年度	現状 235学級	船穂小(4)②	六合小(6) 本埜小(6) 平賀小(6) 小林北小(6)	大森小(7) 小林小(8) 原山小(10)	木下小(12) 高花小(12) 滝野小(13) 内野小(15) いには野小(15) 牧の原小(16) 西の原小(17) 木刈小(18)	原小(30) 小倉台小(34)
令和8年度	推計 278学級	船穂小(5)①	平賀小(6) 六合小(6) 本埜小(6) 小林北小(6) 大森小(6)	原山小(7) 木下小(8) 小林小(10) 高花小(10)	いには野小(12) 木刈小(16) 滝野小(22) 内野小(22) 西の原小(24)	小倉台小(34) 牧の原小(37) 原小(41)

② 中学校

年度	区分	小規模校		準適正規模校	適正規模校	大規模校
		過小				
		通常学級数	3学級以下			
令和2年度	現状 85学級	本埜中(3)		小林中(6) 船穂中(6) 滝野中(8) 原山中(9) 印西中(9) 印旛中(11)	西の原中(15) 木刈中(18)	
令和8年度	推計 113学級	本埜中(3)		船穂中(6) 小林中(6) 印西中(6) 印旛中(9)	原山中(13) 滝野中(20) 西の原中(24)	木刈中(26)

※()内の数値は通常学級数、○内の数字は複式学級数を示している。

※学校名は各年度で学級数が少ない順に整理し、同数の場合は児童生徒数が少ない順に記載している。

※令和8年度の学級数は学区外就学者数を加味していない。

IV

学校適正配置のあり方

1 学校適正配置の必要性

(1) 市がめざす学校教育の観点から

印西市における教育分野の計画については、「印西市総合計画」との整合性を図り、平成29年度に「印西市教育振興基本計画」を策定し、本計画が目指すべき基本理念を「だれもが輝き ともにはばたく いんざいの学び」としています。

この基本理念を実現し、具体化していく方向性として、「生きる力を持ち 未来を拓く 子どもを育む」を学校教育の基本目標に、「学ぶ力、豊かな心、健やかな体を育む教育の推進」、「安全で安心できる教育環境づくり」の2つの施策を掲げ、様々な取り組みを行っています。

(2) 学校適正規模の観点から

① 教育指導面

学校の小規模化は、教職員が児童生徒一人一人の学習状況や理解度を把握しやすく、きめ細かな指導を行える利点がある反面、集団の中で多様な考え方に触れ、仲間と切磋琢磨する機会が少ないことから意欲や成長が引き出されにくい面があります。さらに単学級でクラス替えができないことにより、子ども同士の間関係が固定化する傾向があります。

一方、学校の大規模化は、様々な価値観を持つ仲間と接することで、社会性や協調性、競争心を育むことができるものの、児童生徒一人一人の活躍の場が少なくなることや、教職員の目が行き届きにくくなることなどがあげられます。

② 学校運営面

学校の小規模化は、教職員間の意思疎通が図りやすく、学校が一体となって活動しやすい反面、経験・教科・特性などの面でバランスのとれた教職員の配置ができず、学習指導や生徒指導に関する相談・研究・協力が難しくなります。

一方、学校の大規模化は、少人数指導や専科教員による指導等、多様な教育活動の展開を図れるものの、特別教室や体育館などの施設利用面で一定の制約が生じる場合があります。

《まとめ》

本市がめざす学校教育の基本理念「だれもが輝き ともにはばたく いんざいの学び」を実現するためには、学校の小規模化・大規模化によって生じる教育指導面・学校運営面での諸課題を解消し、子どもたちの未来に向けより良い教育環境を創造していくことが重要です。

そのためには、適正な学校規模に基づく学校の適正な配置を進めていくことが必要と考えます。

2 学校適正配置の視点

学校適正配置は、以下の視点により進めることとします。

視点1 教育理念の実現

本市がめざす学校教育の基本理念「だれもが輝き ともにばたく いんざいの学び」を実現するための取り組みとして、学校適正配置を行います。

視点2 学校規模の適正化

学校の小規模化・大規模化によって生じる課題を解消し、子どもたちのより良い教育環境の整備と教育の質の向上をめざした学校適正配置を行います。

視点3 通学距離と通学時間の配慮

通学が児童生徒にとって過度な負担にならないよう、通学距離については、国の基準に準じて、小学校でおおむね4 km以内、中学校でおおむね6 km以内を原則とします。
また、通学時間については、交通機関の利用を含め、おおむね1時間以内を原則とします。

視点4 地域特性への配慮

学校が持つ多様な機能に留意し、地域の歴史や学校との社会的なつながりに配慮した学校適正配置を行います。

(参考) 国の基準

◇義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

第4条 法第3条第1項第4号の適正な規模の条件は、次に掲げるものとする。

(1) (略)


(2) 通学距離が、小学校にあつてはおおむね4キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあつてはおおむね6キロメートル以内であること。

3 学校適正配置の取り組み方

(1) 学校適正配置の優先度

各学校では、児童生徒数に応じた創意工夫のある教育活動に取り組んでいます。また、同じ学級数であっても、児童生徒数によって教育活動の展開の可能性や児童生徒への影響は大きく異なることから、単に適正規模を下回る、又は上回るからといって、直ちに学校適正配置が必要な状況とは言えません。

しかし、小規模校及び大規模校は、今後も小規模化・大規模化が進行する傾向にあり、教育指導面や学校運営面で様々な影響をもたらす恐れがあることから、学校適正配置の優先度を下記のとおり分類し、段階的な推進を図ることとします。

分類	区分	学校の状況		該当校	優先度
①-A	小規模校 (過小)	複式学級・欠学年を有する小学校及び 単学級の中学校		船穂小・本埜中	高  低
①-B	大規模校	学級数が25以上となることが見込まれる 小・中学校		小倉台小・原小・ 西の原小・牧の原小・ 木刈中・西の原中	
②	小規模校 (過小以外)	1学年 1学級 で	全ての学年が18人未満の小学校	該当校なし	
③			一部の学年が18人未満の小学校	六合小・本埜小・ 平賀小・小林北小	
④			全ての学年が18人以上の小学校	大森小・原山小	

※該当校は、令和3年度から令和8年度までに、学校の状況欄の状態になることが見込まれる学校を記載している。

なお、西の原小学校及び西の原中学校は令和7年度に通常学級数が25学級になる見込みである。

※小規模校（過小以外）の1学級の児童数は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づき、1学級当たりの最少人数18人を基準とした。

(2) 学校適正配置の検討対象校

基本方針では、(1)に掲げた学校適正配置の優先度の高い小規模校（過小）2校（小学校1校・中学校1校）及び大規模校6校（小学校4校・中学校2校）を学校適正配置の検討対象校とします。

検討対象校		
区分	小規模校（過小）	大規模校
小学校	船穂小	小倉台小・原小・西の原小・牧の原小
中学校	本埜中	木刈中・西の原中

(3) 学校適正配置の実施方策

学校適正配置の主な手法としては、「通学区域の見直し方式」、「学校の統合方式」、「学校の分離・新設方式」、「小・中一貫校方式」などが考えられますが、小規模校及び大規模校を解消し適正化を図るためには、それぞれに適した対応が必要であることから、本市の学校適正配置については、次の方策により実施することとします。

なお、通学区域の見直しを行う場合は、地域の歴史や学校との社会的な繋がりなどの地域特性に留意することとします。

① 小規模校の対応

適正規模に満たない小規模校について、複式学級や欠学年を有する小学校及び単学級の中学校は、隣接校との統合を実施し、単学級の小学校及びクラス替えができない学年を有する中学校について、その状況が将来的にも継続すると見込まれる場合は、隣接校との統合を検討します。

なお、統合する場合の存続校は、原則として児童生徒数の多い学校とし、学校施設は存続校の校地・校舎を可能な限り利用することとします。ただし、適正配置の観点や学校施設等の状況によっては異なるケースも考えられることから、統合を進めるなかで、より適正と判断した場合は、この原則に縛られるものではありません。

また、通学距離等の観点から必要に応じて通学区域の見直しを検討します。

② 大規模校の対応

適正規模を超える学校について、短期的には学校施設の増改築で対応することとし、その状況が将来的にも継続すると見込まれる場合は、隣接校の児童生徒数や施設の状況等を考慮しつつ、通学区域の見直しを検討します。

なお、これら必要な対策を講じても適正規模が安定的に確保できないと判断した場合は、学校の分離・新設を検討します。

4 検討対象校の学校適正配置シミュレーション

基本方針の考え方に基づき、検討対象校の施設の状況や学校等の特徴、学区外就学者数の状況、さらに適正配置後の学校規模や通学距離など、あらゆる面から検討した結果、検討対象校の望ましい学校の配置を下記のとおり提示します。

(1) 船穂小学校〔学校規模：令和2年度／小規模校（過小）〕

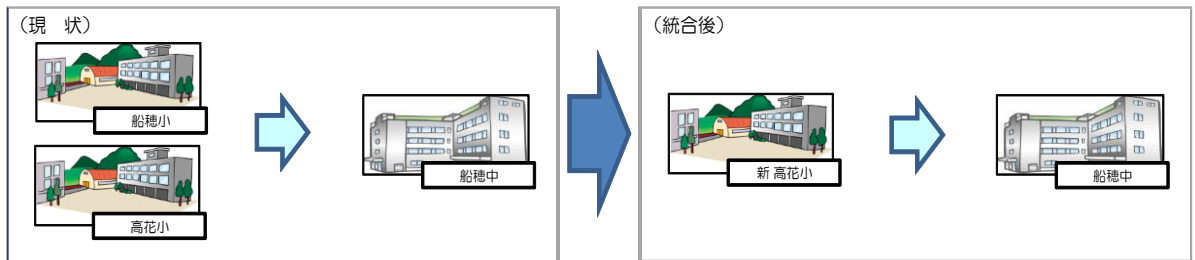
学区内における児童数の推移はほぼ横ばい傾向にあるものの、実際の入学者数は近接する高花小学校や内野小学校などへの学区外就学者数の状況により、減少に転じる可能性があります。また、現在、複式学級を有しており、児童数が減少した場合は、欠学年の発生や新たな複式学級の編制が余儀なくされることから、隣接校との統合により、学校規模及び配置の適正化を図る必要があります。

学校適正配置シミュレーションでは、高花小学校及び内野小学校との組み合わせを比較検討しましたが、中学校区のまとまりや統合後の施設受入面、学区外就学者数の状況等を勘案し、下記の検討結果に至りました。

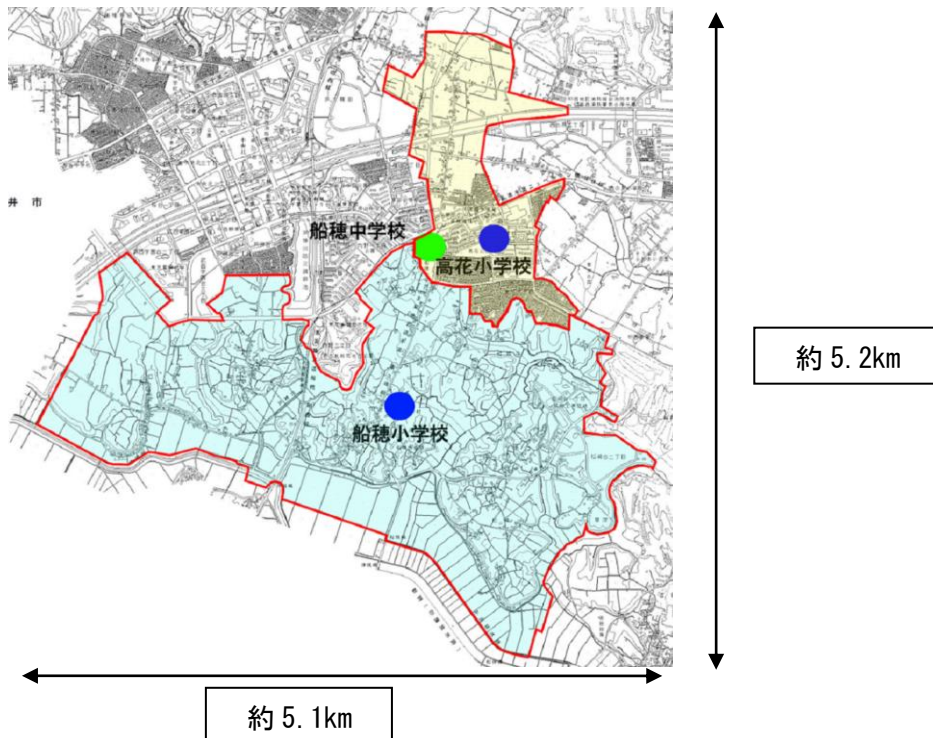
【検討結果】

高花小学校との統合を進めます。

【イメージ図】



【統合後の学区】



(2) 本埜中学校〔学校規模：令和2年度／小規模校（過小）〕

学区内における生徒数の推移は減少傾向にあり、実際の入学者数は、近接する滝野中学校や印旛中学校、小林中学校への学区外就学者数の状況により、さらなる減少が見込まれます。

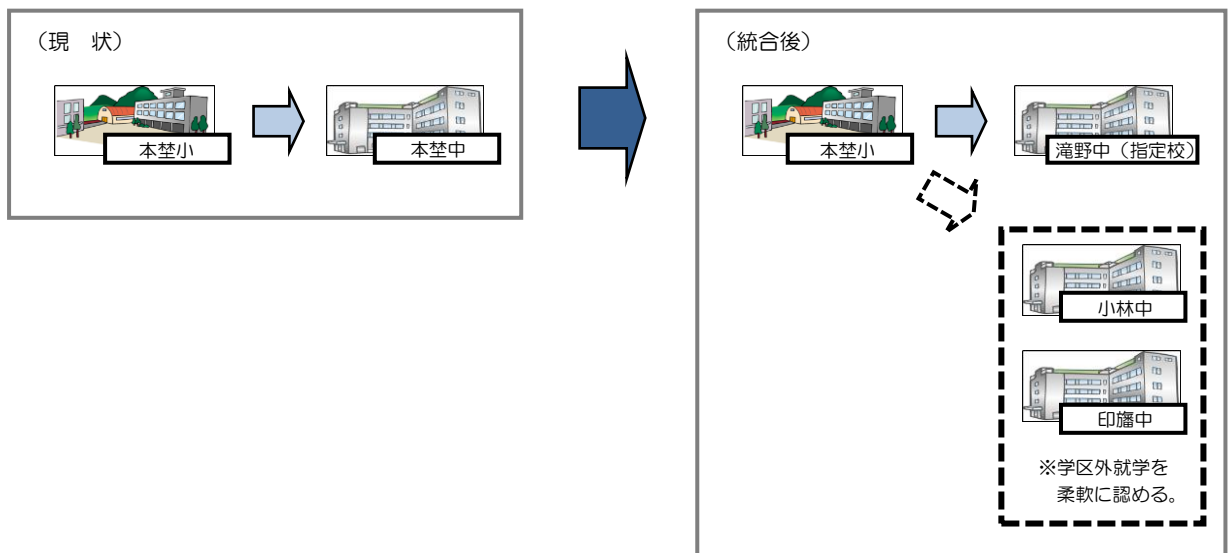
また、現在、各学年1学級を有していますが、全校生徒数が少なく、人間関係の固定化や部活動の選択肢などの課題があることから、それらの課題解決に向けた対応が必要と考えます。

学校適正配置シミュレーションでは、小林中学校及び印旛中学校との組み合わせや学校選択制について比較検討しましたが、統合後の通学距離、地域とのつながり、学区外就学者数の状況等を勘案し、下記の検討結果に至りました。

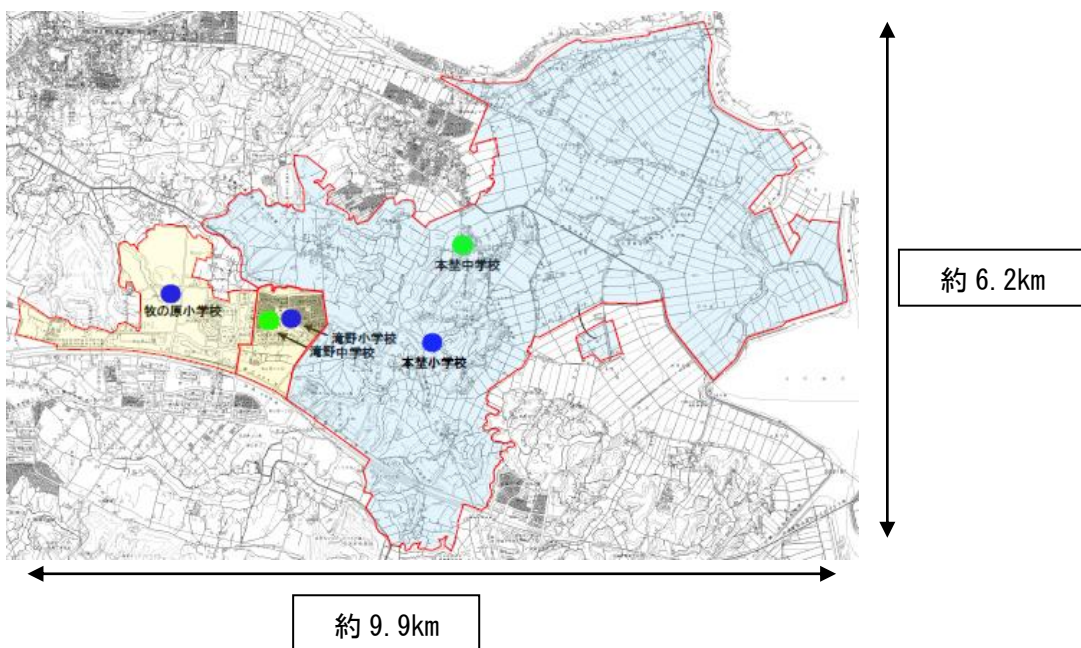
【検討結果】

滝野中学校との統合を進めます。なお、通学距離への配慮として、隣接校である小林中学校及び印旛中学校と連携して通学区域制度の弾力的な運用を行い、小林中学校と印旛中学校への学区外就学を柔軟に認めることとします。

【イメージ図】



【統合後の学区】



(3) 小倉台小学校〔学校規模：令和2年度／大規模校〕

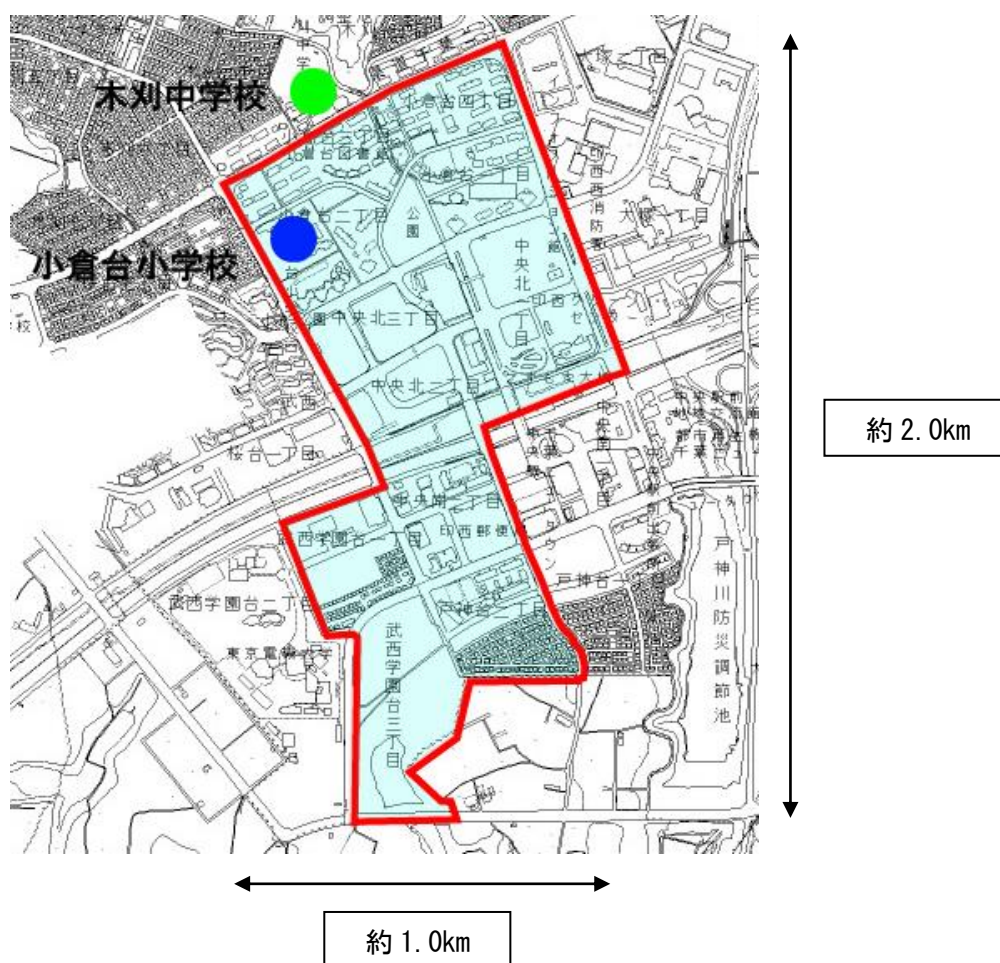
学区内における児童数の推移は増加傾向にあり、現在、千葉ニュータウン中央駅周辺の住宅開発が進んでいることから、今後もさらなる増加が見込まれます。

これにより、施設教室数の不足が予測されるため、社会増を含めた児童数の推計を注視するとともに、基本方針の考え方にに基づき適切な対応を図ることとし、下記の検討結果に至りました。

【検討結果】

学校施設の増改築により必要な教室数を確保するとともに、学区内で新たな住宅開発が進められる場合は、隣接学校区との通学区域の見直しを図ります。

【小倉台小学校の学区】



(4) 原小学校〔学校規模：令和2年度／大規模校〕

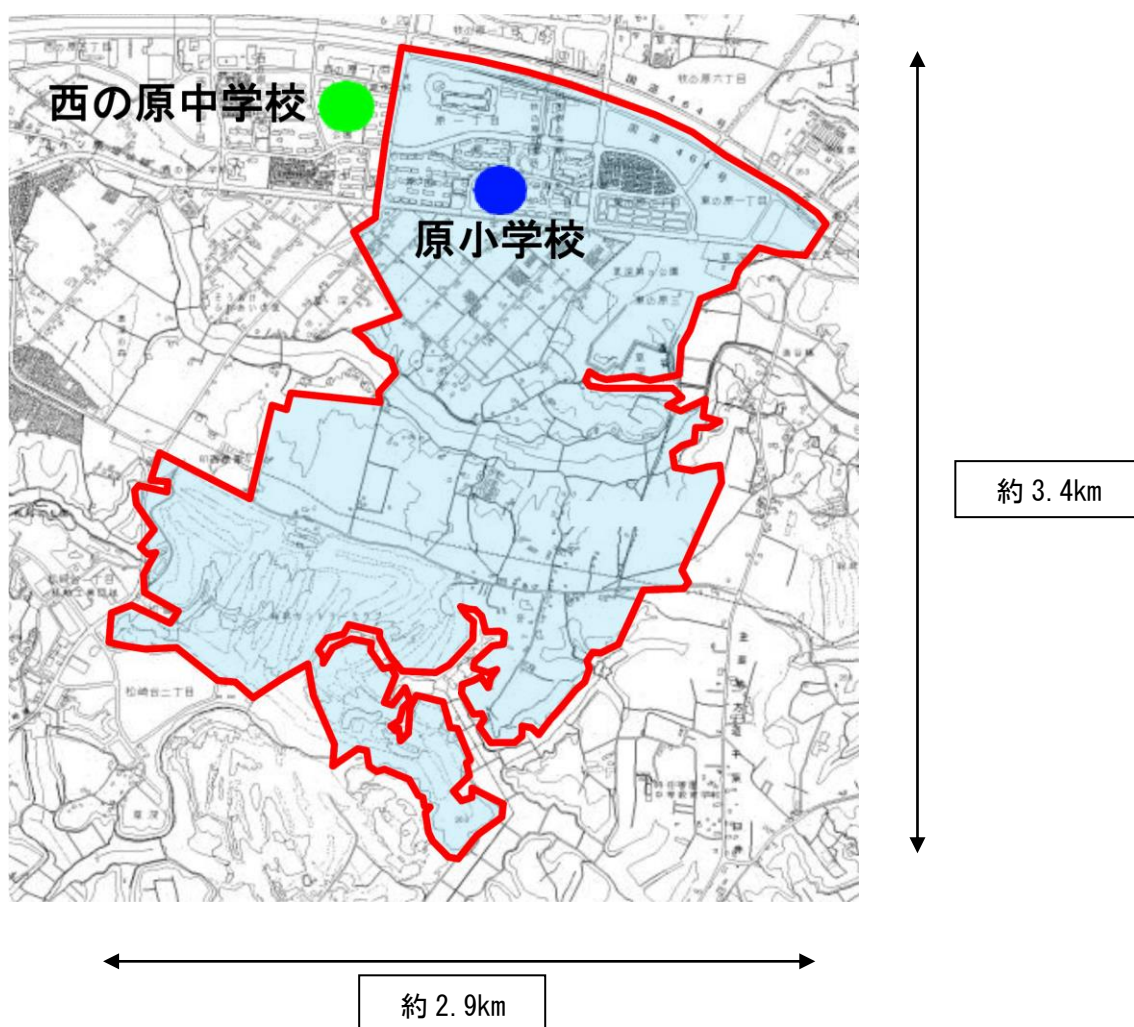
学区内における児童数の推移は増加傾向にあり、現在、印西牧の原駅周辺の住宅開発が急速に進んでいることから、今後もさらなる増加が見込まれます。

これにより、施設教室数の不足が予測されるため、社会増を含めた児童数の推計を注視するとともに、基本方針の考え方にに基づき適切な対応を図ることとし、下記の検討結果に至りました。

【検討結果】

学校施設の増改築により必要な教室数を確保するとともに、学区内で新たな住宅開発が進められる場合は、隣接学校区との通学区域の見直しを図ります。

【原小学校の学区】



(5) 西の原小学校〔学校規模：令和2年度／適正規模校〕

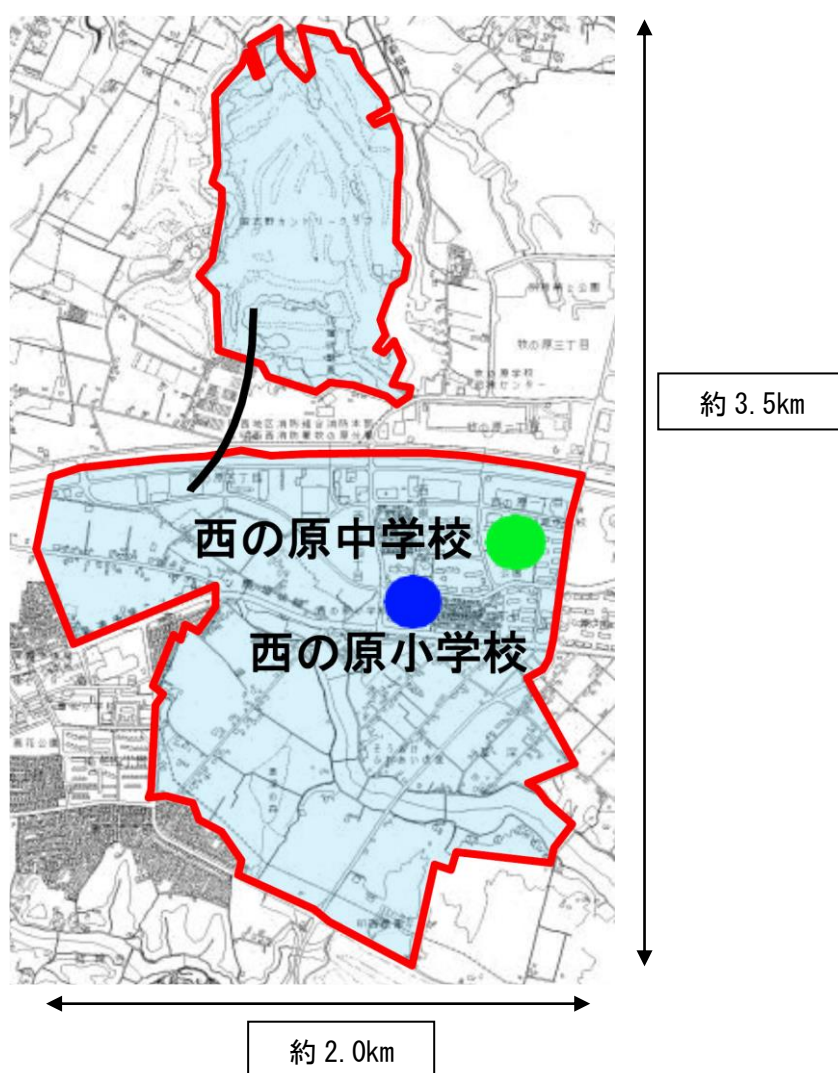
学区内における児童数の推移は増加傾向にあり、現在、印西牧の原駅周辺の住宅開発が急速に進んでいます。

これにより、施設教室数の不足が予測されるため、社会増を含めた児童数の推計を注視するとともに、基本方針の考え方にに基づき適切な対応を図ることとし、下記の検討結果に至りました。

【検討結果】

学校施設の増改築により必要な教室数を確保するとともに、学区内で新たな住宅開発が進められる場合は、隣接学校区との通学区域の見直しを図ります。

【西の原小学校の学区】



(6) 牧の原小学校〔学校規模：令和2年度／適正規模校〕

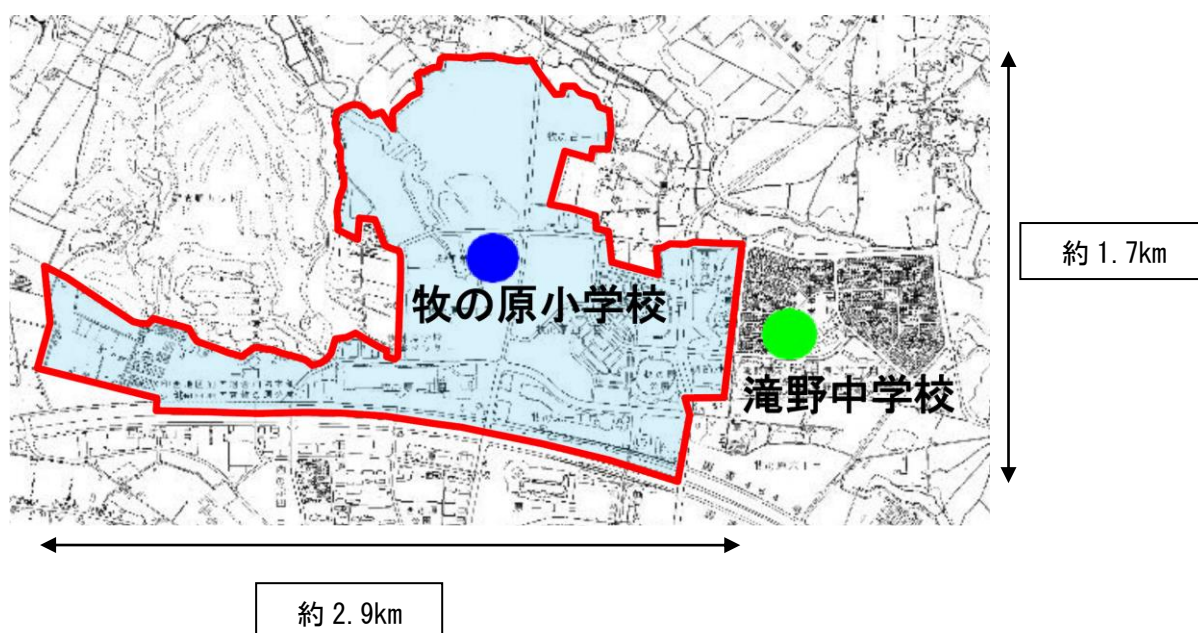
学区内における児童数の推移は増加傾向にあり、現在、印西牧の原駅周辺の住宅開発が急速に進んでいることから、今後もさらなる増加が見込まれます。

これにより、施設教室数の不足が予測されるため、社会増を含めた児童数の推計を注視するとともに、基本方針の考え方にに基づき適切な対応を図ることとし、下記の検討結果に至りました。

【検討結果】

学校施設の増改築により必要な教室数を確保するとともに、学区内で新たな住宅開発が進められる場合は、隣接学校区との通学区域の見直しを図ります。

【牧の原小学校の学区】



(7) 木刈中学校〔学校規模：令和2年度／適正規模校〕

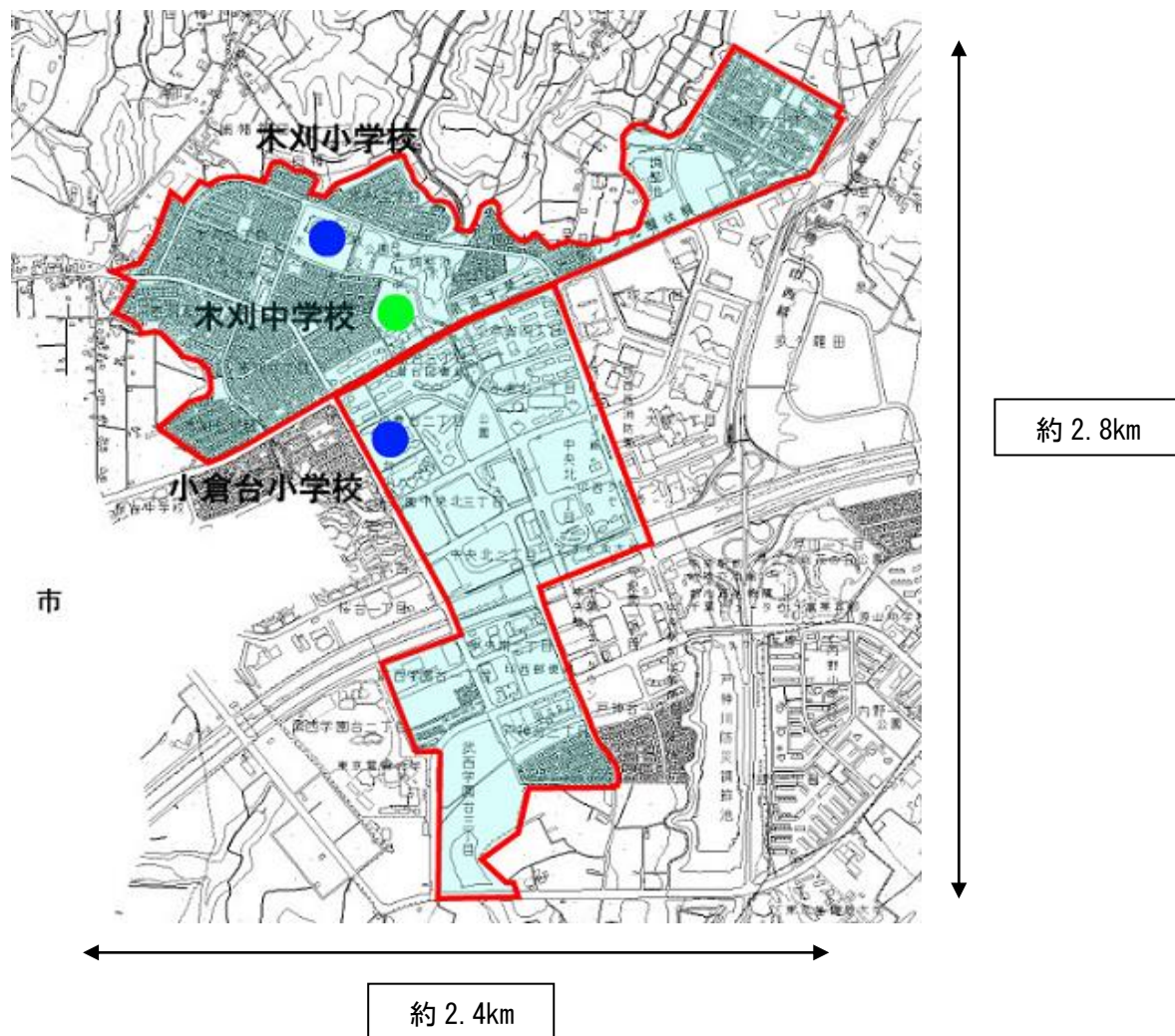
学区内における生徒数の推移は増加傾向にあり、現在、千葉ニュータウン中央駅周辺の住宅開発が進んでいることから、今後もさらなる増加が見込まれます。

これにより、施設教室数の不足が予測されるため、社会増を含めた生徒数の推計を注視するとともに、基本方針の考え方にに基づき適切な対応を図ることとし、下記の検討結果に至りました。

【検討結果】

学校施設の増改築により必要な教室数を確保するとともに、学区内で新たな住宅開発が進められる場合は、隣接学校区との通学区域の見直しを図ります。

【木刈中学校の学区】



(8) 西の原中学校〔学校規模：令和2年度／適正規模校〕

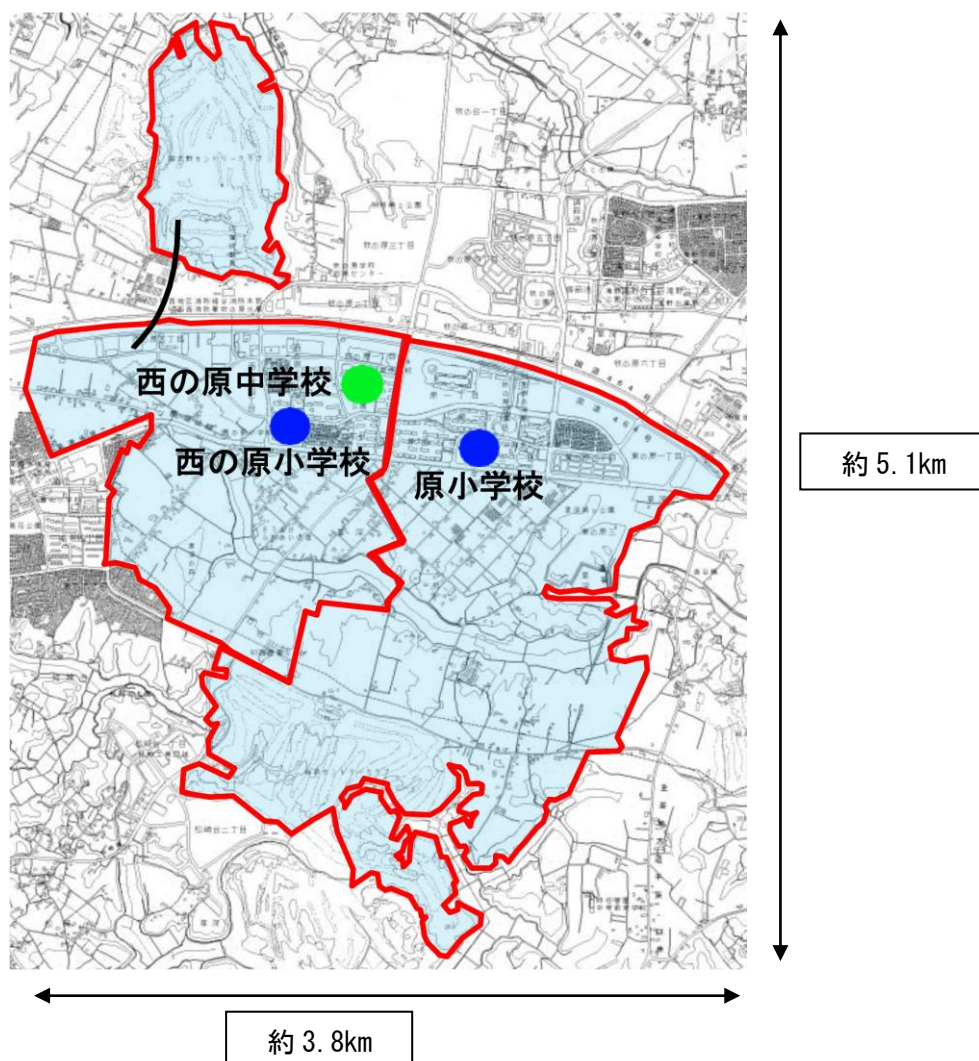
学区内における生徒数の推移は増加傾向にあり、現在、印西牧の原駅周辺の住宅開発が急速に進んでいることから、今後もさらなる増加が見込まれます。

これにより、施設教室数の不足が予測されるため、社会増を含めた児童数の推計を注視するとともに、基本方針の考え方にに基づき適切な対応を図ることとし、下記の検討結果に至りました。

【検討結果】

学校施設の増改築により必要な教室数を確保するとともに、学区内で新たな住宅開発が進められる場合は、隣接学校区との通学区域の見直しを図ります。

【西の原中学校の学区】



5 学校適正配置を進めるにあたっての留意事項

(1) 児童生徒への配慮

学校適正配置により、児童生徒はそれまでの人間関係に加えて新たな教職員や友人などとの人間関係の構築に取り組むこととなります。児童生徒が新しい学校生活にスムーズに移行できるよう教職員の配置はもとより、事前に学校間の交流活動等を計画的に行うなど、児童生徒の心身の負担軽減に向けた対応を講じてまいります。

【具体例】

- ・学校見学会の実施
- ・事前交流活動（合同授業、合同行事）
- ・学校問題対策指導員などの派遣
- ・統合に伴う教員配置への配慮
- ・意識調査等の実施

(2) 通学への配慮

学校適正配置により、通学路に変更が生じる場合は、通学路の安全確保に努めるとともに、学区が広くなり通学距離が遠距離となる場合は、必要に応じて通学支援策を検討します。

【具体例】

- ・通学路の安全マップの作成
- ・通学路の安全対策
- ・学区拡大に伴うスクールバス運行の検討

(3) 地域への配慮

学校には歴史や伝統があり、地域との結びつきも強いことから、学校適正配置を推進するうえでは、保護者や地域の方々と課題を共有し、理解と協力を得られるように努めます。

【具体例】

- ・保護者及び地域住民を対象とした説明会の実施
- ・ホームページ等での周知

(4) 統合後の学校施設等

学校は、教育施設であるとともに、防災、保育、市民の交流の場など、地域の中核施設としての役割も担っていることから、これらの機能に留意しつつ、印西市公共施設等総合管理計画等に基づき、統合により廃止となった学校跡地等の活用等の検討を行います。

【具体例】

- ・庁内における跡地等活用、処分方法の検討
- ・地域住民を対象とした説明会等の実施

<資料編>

- 参考資料 1 印西市学校適正配置審議会設置条例
- 参考資料 2 印西市学校適正配置審議会委員名簿
- 参考資料 3 印西市学校適正配置審議会の審議経過

印西市学校適正配置審議会設置条例

(設置)

第1条 印西市立小学校及び中学校(以下「公立学校」という。)の配置の適正化を図るため、印西市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の附属機関として、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、印西市学校適正配置審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、公立学校の適正な配置について調査及び審議し、その結果を教育委員会に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員6人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、知識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会教育部学務課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

印西市学校適正配置審議会 委員名簿

知識経験者 6名

任期：令和元年5月1日～令和3年4月30日

番号	氏名	所属等	備考
1	桜井 繁光	社会教育委員	
2	内田 圭子	元中学校長	
3	井上 愛一郎	聖徳大学教授	
4	後藤 讓	元小学校長	
5	石井 秀昭	木刈中学校	任期：～令和2年3月31日
6	坂木 武伸	原小学校長	
7	磯 昌稔	船穂中学校長	任期：令和2年4月1日～

印西市学校適正配置審議会の審議経過

区分		開催日	主な審議事項
令和元年度	第1回	令和元年5月20日	<ul style="list-style-type: none"> ○委員委嘱、会長及び副会長の選出 ○諮問 ○学校適正配置の進捗状況等について <ul style="list-style-type: none"> ・印西市学校適正規模・適正配置基本方針について ・市内小・中学校の現状について ・学校適正配置の取り組み状況について
	第2回	令和元年6月26日	<ul style="list-style-type: none"> ○本埜中学校の学校適正配置シミュレーション（案）について
	第3回	令和2年3月16日	<ul style="list-style-type: none"> ○印西市学校適正規模・適正配置基本方針における小規模校（過小以外）について
令和2年度	第1回	令和2年12月11日	<ul style="list-style-type: none"> ○牧の原小学校の学校適正配置シミュレーション（案）について ○印西市学校適正規模・適正配置基本方針の改訂について ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・船穂小学校の現状等について（お知らせ） ・本埜中学校の現状等について（お知らせ）
	第2回	令和3年3月30日	<ul style="list-style-type: none"> ○西の原小学校及び西の原中学校の学校適正配置シミュレーション（案）について ○印西市学校適正規模・適正配置基本方針（改訂版）（案）の修正について
令和3年度	第1回	令和3年4月28日	<ul style="list-style-type: none"> ○印西市学校適正規模・適正配置基本方針の見直しについて <ul style="list-style-type: none"> ・答申（案） ○答申

印西市学校適正規模・適正配置基本方針（改訂版）

策定月 令和3年6月

発行月 令和3年7月

発行 印西市教育委員会教育部学務課

〒270-1396 千葉県印西市大森2364-2

電話 0476-33-4704(直通)